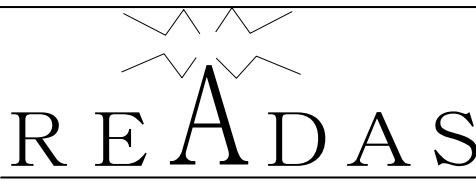


第 5060 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2014年)平成26年 9月 3日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ◇ スポーツクラブの入会費用

**Q**：当社では、健康管理のためスポーツクラブに入会しようと思っています。その際の入会金、年会費の取扱いはどうなりますか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

スポーツクラブに入会する場合の入会金は、次のような取扱いになります。

#### ①法人会員として入会する場合

入会金は資産計上になります。ただし、記名式の法人会員でもつばら記名者である役員又は使用人が利用するものである場合は、入会金相当額はこれら役員又は使用人に対する給与(賞与)になります。

#### ②個人会員として入会する場合

入会金は、個人会員の役員又は使用人に対する給与(賞与)になります。ただし、法人会員制がないためやむを得ず個人会員として入会した場合で、その入会が会社の業務遂行上必要であり、会社の負担すべきものと認められるときに、入会金相当額を資産計上している場合には、それが認められます。また、そのスポーツクラブが、会員としての有効期間を定めていて、かつ、その脱退に際して入会金相当額を返還しないもの場合には、その入会金は繰延資産として計上し、その有効期間で償却することになります。

年会費や利用料は、そのスポーツクラブの入会目的や用途によって、交際費又は福利厚生費もしくは給与(賞与)として取り扱われます。

